

四半期報告書

(第89期第1四半期)

株式会社 **よみうりランド**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月13日

【四半期会計期間】 第89期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社よみうりランド

【英訳名】 YOMIURI LAND CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関 根 達 雄

【本店の所在の場所】 東京都稲城市矢野口4015番地1

【電話番号】 044(966)1131

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部担当 小 飯 塚 稔

【最寄りの連絡場所】 東京都稲城市矢野口4015番地1

【電話番号】 044(966)1131

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部担当 小 飯 塚 稔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第88期 第1四半期 連結累計期間	第89期 第1四半期 連結累計期間	第88期
	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (千円)	3,488,766	4,117,203	15,499,919
経常利益 (千円)	519,532	990,867	2,166,008
四半期(当期)純利益 (千円)	338,476	584,164	1,253,131
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	196,540	127,091	1,889,541
純資産額 (千円)	17,625,768	18,755,516	18,974,101
総資産額 (千円)	51,895,571	52,021,138	53,524,595
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	4.29	7.48	15.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.0	36.1	35.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約施設	契約期間
株式会社 よみうりランド(当社)	神奈川県 川崎競馬組合	賃貸借契約	川崎競馬場	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
株式会社 よみうりランド(当社)	千葉県競馬組合	〃	船橋競馬場	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
株式会社 よみうりランド(当社)	千葉県	〃	船橋 オートレース場	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
株式会社 よみうりランド(当社)	船橋市	〃	〃	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、復興需要等を背景として、緩やかな回復傾向が続きました。当社グループの関連する業界に影響を及ぼす個人消費も、緩やかに増加いたしました。しかし、物価全体は依然としてデフレ状況にあり、厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社は他施設との差別化を図っていくための独自の企画や、顧客満足度の一層の向上に努めて参りました。

公営競技部門の川崎競馬は、前年同四半期比1日増の15日開催されました。6月には重賞「関東オークス」が行われました。また、前年12月から開始されたJRAの場外発売「ウインズ川崎」には多くのファンが訪れ、活況を呈しました。施設面では、11月に開催予定のダート競馬の祭典「JBC競走」に向けて場内整備を行いました。船橋競馬は、震災の影響により前年4月の開催が中止となったため、前年同四半期比5日増となる15日開催されました。5月のビッグレース「かしわ記念」開催日に、近隣商業施設とコラボレーションしたイベント「おうまフェス2012～親子であそぼ。～」を主催し、賑わいを見せました。船橋オートレースは、震災の影響により前年4月の開催が中止となったため、前年同四半期比4日増となる16日開催されました。5月には恒例のGI「黒潮杯」が行われました。なお、小型自動車競走法の一部改正に伴い、6月の本場開催よりの中車券の払戻率が75%から70%となりました。競輪場外車券売場「サテライト船橋」は、前年同四半期比1日減の90日実施されました。また、女性による競輪「ガールズ競輪」の開催に先立ち、女子選手のトークショーを開催し好評を博しました。なお、通期の開催日数につきましては、川崎競馬は2日増、船橋競馬は6日増、船橋オートレースは5日増の予定です。

ゴルフ部門の東京よみうりカントリークラブは、外部営業に積極的に取り組み、新規コンペや、震災の影響で中止となったコンペを再び獲得するなどした結果、入場者は増加いたしました。よみうりゴルフ倶楽部は、ウィークリーコンペや団体別大会、ハーフコンペなど、特色のある自主コンペを開催するなどして集客の強化をしたことで、入場者は増加いたしました。また、遊園地のイベント「ほたるの宵」と連携した恒例のディナーイベントを実施し好評を博しました。静岡よみうりカントリークラブは、新東名高速道路開通を記念し、ネット予約によるスペシャルプランを実施するなどした結果、入場者は増加いたしました。千葉よみうりカントリークラブは、来場者へのスクラッチカード配布イベントや、集客が困難な日にタイムリーな料金施策を実施するなどしたものの、雨天日の増加や台風の影響などにより、入場者は減少いたしました。

遊園地部門の遊園地は、春に桜をテーマにしたイベント「SAKURAKUEN」を開催いたしました。著名な華道家、假屋崎省吾氏の制作・指揮によるオブジェが好評を博しました。ゴールデンウィークの「全国ご当地グルメ祭2012」では、各地のグルメを集めるとともに、情報誌と連携したスイーツイベントを開催し、多くのお客様で賑わいました。この結果、遊園地の入場者は増加いたしました。なお、初夏には恒例のほたる鑑賞イベント「ほたるの宵」を実施いたしました。新たな趣向として、著名人が寄せたメッセージを仕立てた灯ろうなどで会場内を演出いたしました。温浴施設「丘の湯」は、本年3月の丘の湯の改修や丘の湯プラザのリニューアルが好評を得て、入場者は増加いたしました。温浴施設「季乃彩（ときのいろどり）」は、様々なイベントを実施したものの、入場者は減少いたしました。ゴルフガーデン（練習場）は、定休日である火曜日にも営業したことや、打ち放題イベントが好評だったことなどにより、入場者は増加いたしました。

以上の結果、総合レジャー事業の売上高は35億9千7百万円（前年同四半期比21.2%増）となりました。

また、不動産事業の売上高は、販売用宅地の分譲が減少したことなどにより、3億5千6百万円（同0.3%減）、サポートサービス事業の売上高は、連結内部から新たな業務を受託したことなどに伴い、6億3千1百万円（同31.0%増）となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は41億1千7百万円（前年同四半期比18.0%増）、営業利益は8億7千8百万円（同116.0%増）、経常利益は9億9千万円（同90.7%増）、四半期純利益は5億8千4百万円（同72.6%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、以下のとおり会社の支配に関する基本方針を定めております。

I 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の15%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

II 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年2月22日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）を導入いたしました。

旧プランの有効期間は、平成22年6月30日までとなっておりますが、当社は、旧プラン導入以後の法令・東京証券取引所の諸規則の改正、経済産業省に設置された企業価値研究会を始めとする買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成22年5月12日開催の当社取締役会において、基本方針を引き続き維持することを確認したうえで、平成22年6月23日開催の当社第86回定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に、旧プランに所要の変更を行い、買収防衛策を継続することを決議し（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）、第86回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、これは本プランに対する理解を容易にすることを目的にあくまで参考として作成したものです。本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

（参考URL：<http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news/index.html>）

① 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されたものです。

② 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間（初日不算入）、それ以外の場合には、90日間（初日不算入）の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会の決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

③ 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、平成22年6月23日開催の第86回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、ア) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又はイ) 取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時に株主の皆様を与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われておりません。したがって、本プランは、本プラン導入時に株主の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

III 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

前記Ⅱ①に記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであると当社は考えます。特に本プランは、①当社第86回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、且つ、その存続が株主の皆様のご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、②対抗措置の発動に際して取締役が独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、③独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、④対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと当社は考えております。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,196,000
計	294,196,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	83,522,024	83,522,024	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株 であります。
計	83,522,024	83,522,024	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	83,522,024	—	6,053,030	—	4,730,211

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,118,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,987,000	77,987	—
単元未満株式	普通株式 417,024	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	83,522,024	—	—
総株主の議決権	—	77,987	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式423株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社よみうりランド	東京都稲城市矢野口 4015番地1	5,118,000	—	5,118,000	6.12
計	—	5,118,000	—	5,118,000	6.12

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,166,089	5,290,504
受取手形及び売掛金	972,071	1,195,415
たな卸資産	224,162	238,124
繰延税金資産	144,532	98,200
その他	123,127	147,605
貸倒引当金	△378	△384
流動資産合計	7,629,603	6,969,466
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	18,022,190	17,771,947
土地	17,884,790	17,884,947
建設仮勘定	274,248	335,090
その他（純額）	765,185	825,472
有形固定資産合計	36,946,414	36,817,458
無形固定資産		
その他	83,883	91,569
無形固定資産合計	83,883	91,569
投資その他の資産		
投資有価証券	8,052,910	7,349,405
繰延税金資産	575,909	572,810
その他	235,873	220,428
投資その他の資産合計	8,864,693	8,142,644
固定資産合計	45,894,991	45,051,672
資産合計	53,524,595	52,021,138
負債の部		
流動負債		
営業未払金	408,874	301,903
短期借入金	3,065,000	3,065,000
1年内返済予定の長期借入金	1,526,800	1,526,800
未払法人税等	462,602	325,286
賞与引当金	116,552	28,371
その他	1,943,393	1,614,174
流動負債合計	7,523,223	6,861,535
固定負債		
長期借入金	1,758,800	1,377,100
繰延税金負債	997,422	745,193
退職給付引当金	591,924	602,155
役員退職慰労引当金	103,266	99,188
長期預り金	23,293,589	23,245,965
その他	282,266	334,482
固定負債合計	27,027,269	26,404,086
負債合計	34,550,493	33,265,622

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,053,030	6,053,030
資本剰余金	4,730,578	4,730,578
利益剰余金	8,478,373	8,866,528
自己株式	△1,760,018	△1,909,685
株主資本合計	17,501,964	17,740,452
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,472,137	1,015,063
その他の包括利益累計額合計	1,472,137	1,015,063
純資産合計	18,974,101	18,755,516
負債純資産合計	53,524,595	52,021,138

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	3,488,766	4,117,203
売上原価	2,681,349	2,812,353
売上総利益	807,416	1,304,849
販売費及び一般管理費	400,658	426,208
営業利益	406,758	878,641
営業外収益		
受取利息	67	25
受取配当金	117,631	117,555
その他	16,401	11,509
営業外収益合計	134,100	129,090
営業外費用		
支払利息	21,321	16,544
その他	4	320
営業外費用合計	21,326	16,864
経常利益	519,532	990,867
特別損失		
固定資産除却損	10,320	63,904
特別損失合計	10,320	63,904
税金等調整前四半期純利益	509,211	926,962
法人税、住民税及び事業税	84,870	299,164
法人税等調整額	85,865	43,634
法人税等合計	170,735	342,798
少数株主損益調整前四半期純利益	338,476	584,164
四半期純利益	338,476	584,164

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	338,476	584,164
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△141,935	△457,073
その他の包括利益合計	△141,935	△457,073
四半期包括利益	196,540	127,091
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	196,540	127,091
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	474,957千円	433,333千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	197,476	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	196,009	2.50	平成24年3月31日	平成24年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	総合レジャー 事業	不動産事業	サポート サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,964,484	357,415	166,866	3,488,766	—	3,488,766
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,008	450	315,221	318,679	△318,679	—
計	2,967,492	357,865	482,087	3,807,445	△318,679	3,488,766
セグメント利益	528,663	204,848	36,533	770,044	△363,286	406,758

(注) 1. セグメント利益の調整額△363,286千円には、セグメント間取引消去1,121千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△364,408千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	総合レジャー 事業	不動産事業	サポート サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,594,132	356,249	166,822	4,117,203	—	4,117,203
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,027	690	464,659	468,376	△468,376	—
計	3,597,159	356,939	631,481	4,585,580	△468,376	4,117,203
セグメント利益	999,737	208,057	54,989	1,262,783	△384,142	878,641

(注) 1. セグメント利益の調整額△384,142千円には、セグメント間取引消去△808千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△383,333千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

この変更による当第1四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	4円29銭	7円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	338,476	584,164
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	338,476	584,164
普通株式の期中平均株式数(株)	78,990,228	78,092,996

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月13日

株式会社 よみうりランド
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 隆 良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真紀江 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社よみうりランドの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社よみうりランド及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【会社名】	株式会社よみうりランド
【英訳名】	YOMIURI LAND CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 根 達 雄
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都稲城市矢野口4015番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長関根達雄は、当社の第89期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。